

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 20 日

各 検 疫 所 御 中

健康・生活衛生局感染症対策部
企画・検疫課検疫所管理室

エチオピア連邦民主共和国におけるマールブルグ病に係る注意喚起について

令和 7 年 11 月 14 日、エチオピア連邦民主共和国（以下、「エチオピア」という。）南エチオピア州ジンカ町においてマールブルグ病の発生が確認されました。同年 11 月 14 日現在 9 例のマールブルグ病の症例が確認されています。

アフリカでのマールブルグ病の発生は散発的で、これまでにウガンダ共和国、ケニア共和国、アンゴラ共和国、コンゴ民主共和国、南アフリカ共和国、ギニア共和国、ガーナ共和国、赤道ギニア共和国、タンザニア連合共和国及びルワンダ共和国で発生が確認されています。

エチオピアに滞在している間や、同国から入国後、疑わしい症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

各検疫所におかれましては、エチオピアでマールブルグ病が発生している旨を記載したポスター（別添 1、2）を掲示すること等により、

- ・ エチオピアへの渡航者に対し、マールブルグ病の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項を情報提供すること
- ・ エチオピアに渡航又は滞在したことがある者に対し、入国の際に体調に異状がある場合は、検疫官に自己申告するよう促すこと

などの対応をお願いします。

また、対応にあたっては、「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」（平成 29 年 6 月発出）（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>）に御留意ください。